

朝鮮総督府における日本語文法の規範*

— 『日本口語法及文法教科書』と『口語法』の比較を中心に—

邢鎮義**

(e-mail: hjini117@hnu.kr)

目次

1. はじめに
 2. 朝鮮での日本による日本語教育の概観
 3. 『日本口語法及文法教科書』と『口語法』
 - 3-1. 品詞
 - 3-2. 動詞の「五段活用」
 - 3-3. 形容詞
 4. おわりに
-
-

1. はじめに

本稿は「日本語」、つまり近代語としての日本の口語の「文法」に注目し、近代の言語規範としての日本語の文法が、植民地だった朝鮮において、どのように成立したかについて考察するものである。これは日本の朝鮮に対する植民地統治の研究であり、韓国における日本語教育の歴史の研究でもある。

近代における「文法」はそれ自体、歴史的、政治的産物であって、言語そのものの産物ではない。言語における規範=文法は近代以前は、西洋においてはラテン語、東洋においては漢字がその機能を果たしていた。しかし近代以降は話し言葉に規範=文法を与え、「口語文法」をつくり、その規範に基づいて読み・書きはもちろん聞き・話しの領域に広める新しい言語変種が生まれるのである。

* 本研究は、2012年度韓南大学校研究費支援によるものである。

** 韓南大学校 助教授 日本語学・社会言語学

ところで、そもそも話し言葉に文法を与える発想は、いつから始まったのであろう。話し言葉（口語）における文法の歴史は、1492年、イベリア半島の「カスティリヤ語文法」に始まる。「カスティリヤ語文法」を著したネブリーハは、当分のイサベル女王に宛てた手紙に、「諸族や諸民族が女王様の支配下に置かれ、征服者が被征服者に課する法律を、またそれにともなって我々の言葉を受け入れる必要が起きたとき、ちょうど私どもがラテン語を学ぶためにラテン語の文法の術を学ぶのと同じように、この私の術（Art）＝文法によって、私たちの言葉を理解するようになるでしょう」（田中[1997：59、60]）と書いて話し言葉の文法の必要を説いている。話し言葉における文法は、このように異民族統治の目的でつくられたのである。そしてこのことは、「自らの国家からラテン語を追放して、グラムマティカのあとに新たなグラティカを置き、それを国内および国外の支配地域の諸族に使わせる必要を感じた国家の誕生が導いた、一つの歴史的必然であると見ることができる」（田中[上掲書：60]）という田中の指摘のように、まさに近代日本における口語文法の誕生にも当てはまると言える。

上記のネブリーハの手紙を想起させる文章が、日本の『口語法』と『口語法別記』にある。同書は1916年文部省が出した最初の口語文法書で、後の日本の口語文法の基準となった。その端緒には「台湾、朝鮮が御国の内に入って、其土人を御国の人に化するようにするにわ、御国の口語を教え込むのが第一である。それに就いても、口語に、一定の規則が立って居らねばならぬ。口語法わ、実に、今の世に、必用なものである」と記されている。日本の口語文法を整備することと植民地統治との関係を明確に打ち出しているのである。

本稿で取り上げる植民地朝鮮における日本語の文法は、まさにこの延長線上にあるといえよう。朝鮮総督府は高等普通学校の教科書として1918年、『日本口語法及文法教科書』を出し、朝鮮における日本語文法の規範とした。同書の緒言に記されているように「国語科における語法の教科書」として刊行されたのである。朝鮮総督府による「国語」教育はいうまでもなく日本語教育であり、「国語」教育を通して朝鮮人を日本人にする政策であったのは論を待たない。つまり朝鮮総督府による同書の刊行は既述の田中の引用にあるように、異民族統治のための手段であり、「歴史的必然」であったのである。そこで本稿では朝鮮総督府による日本語の文法はいかなるものであったかを、1918年に出た『日本口語法及文法教科書』を中心に考察したい。

先行研究としては、植民地統治期前後における日本語文法の研究として、韓中瑄の「韓国開化期日本語文法用語研究」（2007）に注目したい。この研究は1890年代後半から1910年代を韓国における「開化期」として捉え、この時期出された日本語文法書を網羅している。この研究によると、この時期の文法書は主に日本

人及び朝鮮人個人による文法書であり、1918年に朝鮮総督府による『日本口語法及文法教科書』が出されるまで35件に及ぶ¹⁾。そして同書の登場後は個人による文法書はほとんど見あたらない。つまり同書によって韓国における日本語文法の規範が固まり、以降の韓国における日本語文法用語はほぼ、『日本口語法及文法教科書』を基準として記述されたのである（韓 [2007 : 88 p]）。

したがって本稿では『日本口語法及文法教科書』に注目して考察するが、研究方法として1916年に日本で出される『口語法』²⁾と比較しながら考察したいと思う。なお、必要に応じては当時日本の個人による口語文法も取り上げる。日本で行われたこれらの文法研究が、本稿で取り上げる『日本口語法及文法教科書』の下地になるためである。

日本では明治30年代（1900年前後）、個人による口語文法の研究が盛んに行われたが、1916年、文部省の「国語調査委員会」による『口語法』と『口語法別記』が出され、以降の文法規範はもちろん、標準語制定にも基準となった書物である。刊行時期も『口語法』が1916年、『日本口語法及文法教科書』は1918年で、前者が後者に何らかの形で影響を及ぼしたのではないかと思われる。したがって本稿では、1918年朝鮮総督府から出された『日本口語法及文法教科書』と文部省が出した『口語法』の記述を比較しながら、その関連性について考察する。

2. 朝鮮での日本による日本語教育の概観

朝鮮における日本語の文法規範について論じる前に、日本の植民地政策に基づいた「日本語」教育について簡単に概観する。つまり朝鮮総督府による「国語」的原理を基礎とする「国民国家的言語編制」（安田[1997 : 4 p]）に基づいた「日本語」教育についての概観である。これは近代日本の国民国家形成において上田万年が打ち立てた「国語＝母語」という「国語」の理念が、母語を異にする異民族朝鮮においてどのように移植されたかに関する考察でもある。

1905年、朝鮮は日本の保護国となり、同年12月、朝鮮には統監府が設置され、統監府政治が始まった。1906年8月、統監府は学制を改正し、普通学校、高等学校（以上4年制）、高等女学校、師範学校、実業学校、外国語学校（以上3年制）

1) 詳細は、韓[2007 : 86~87 p] を参照されたい。

2) 『口語法』と『口語法別記』に関しては、拙著「近代日本の言語近代化と口語文法（2）」を参照されたい。なお、本稿における『口語法』に関する記述は、それによる部分があることを断っておきたい。

の学校令を公布し、朝鮮における従来の教育機関である「書堂」や新教育の名のもとに生れた私立学校に代わるものとして、統監府による新制度の教育を「模範教育」と称した。「模範教育」とは「着実勤勉にして善良なる国民として本分を誤ることなきものを養成し他の学校をして之に倣はしめ遊情軽薄徒らに時事を論議するが如き古来の弊害を矯正するを目的としたるは言を俟たない所で、其学科は処世に必須有なるもの限り朝鮮の習俗を重じ、徳育に関しては儒道に基づき五倫五常を主眼とし尚ほ公德心其他現時の社会生活に欠くべからざるところの徳目にも注意した」（弓削[1923：81p]）というものである。保護国時代にすでに、統監府が教育の「模範」を示し、朝鮮の伝統に基づいた教育、あるいはすでに行われていたいわゆる新教育は、矯正されるべき対象である点を明確にしているのである。

このような趣旨のもと、普通学校において「日本語」は「国語（朝鮮語）」と共に必修科目として週6時間、漢文が4時間割り当てられた。このように「日本語」を「朝鮮語」と同様、重要科目にしたことについて、当時学部学政参与官及び書記官であった三土忠造は「今日の如く日韓両国の交通往来が頻繁になり、両国人が互に提携して公私事業に従事する時代には韓国人として日語を解すると否とは生存競争上頭に利害関係有り。即ち日語を解する物は官吏としても枢要にして有力なる地位に陞るを得べく、商業を営むも亦利害をなし易く、官界及民間諸会社即官民間に職業を得るのに至大の便益あり」（高橋[1927：385p]）と述べている。当時まだ外国語の一つとして位置づけられた「日本語」は、「実用性」のレベルで語られていたのである。そして教授法においては、韓国語を媒介語とする「間接法」をとっていた。

1910年10月、統監府に代わって朝鮮総督府時代が始まり、総督府内務部学務局により「日語」は「国語」に改められた。1911年9月23日、公布された「朝鮮教育令」には、次のように述べられている。

- 第一条 朝鮮ニ於ケル朝鮮人ノ教育ハ本令ニ依ル
- 第二条 教育ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ忠良ナル国民ヲ育成スルコトヲ本義トス
- 第三条 教育ハ時勢及民度ニ適合セシムルコトヲ期スベシ
- 第四条 教育ハ大別シテ普通教育、実業教育及専門教育トス
- 第五条 国民教育ハ普通ノ知識技能ヲ授ケ、特ニ国民タルノ性格ヲ涵養シ、国語ノ普及スルコトヲ目的トス
- 第六条 実業教育ハ農業、商業、工業に関する知識機能を授くることを目的とす。
- 第七条 専門教育ハ高等の學術技芸を授くることを目的とす。

さらに「普通学校規則」には「三、国語ハ国民精神ガ宿ル所ニシテ且知識技能ヲ得シムルニ欠クヘカラサルモノナレハ何レノ教科目ニ付テモ国語ノ使用ヲ正確ニシ其ノ応用ヲ自在ナラシメムコトヲ期スヘシ」とある。これは「日本語は日本人の精神的血液」であるといった上田の発言が、植民地朝鮮では「国語は国民精神が宿る所」となって、精神性と結びつけられたのである。この「精神性」という表現は、「国語」を言語以上のものにしてことによって「国語」普及の大前提であり、かつ普及に行き詰まったときの最後の拠り所であった（安田[1997: 127 p]）。

このように植民地朝鮮における教育、とりわけ普通学校教育は「勅語ノ旨趣ニ基キ忠良ナル国民ノ育成」と、「国語ノ普及」、「国民精神の涵養」が、もっとも重要な目標であった。その最前線に「国語」教育が立たされたのは言うまでもない。

このようにすすめられた朝鮮総督府による「日本語」教育は、1911年より「国語」という科目で週10時間、「朝鮮語、漢文」は週6時間になった。そして教授法は韓国語を介さず、日本語をもって日本語を教える「直接法」をとった。

規則・規定の公布 ・改正年月日	科 目	学 年					
		1	2	3	4	5	6
1911年10月20日 (普通学校規定)	総時間数	26	26	27	27	—	—
	国語（日本語）	10	10	10	10	—	—
	朝鮮語及漢文	6	6	5	5	—	—
	その他	10	10	12	12	—	—
1920年11月12日 (普通学校規定 改正)	総時間数	27	27	28	28	29	29
	国語（日本語）	10	10	10	10	10	10
	朝鮮語及漢文	6	6	5	5	4	4
	その他	11	11	13	13	13	13
1922年2月15日 (普通学校規定)	総時間数	23	25	27	29	29	29
	国語（日本語）	10	12	12	12	9	9
	朝鮮語及漢文	4	4	3	3	3	3
	その他	9	9	12	14	17	17
1929年6月20日 (普通学校規定 改正)	総時間数	24	26	27	31	31	31
	国語（日本語）	10	12	12	12	9	9
	朝鮮語及漢文	5	5	3	3	2	2
	その他	9	9	12	16	20	20
1938年3月15日 (小学校規定)	総時間数	26	27	29	32	34	34
	国語（日本語）	10	12	12	12	9	9
	朝鮮語及漢文	(4)	(3)	(3)	(3)	(2)	(2)
	その他	12	12	14	18	23	23

1941年3月31日 (国民学校規定)	総時間数	2 3	2 5	2 7	3 2	3 4	3 4
	国語 (日本語)	1 1	1 2	9	8	7	7
	朝鮮語及漢文	—	—	—	—	—	—
	その他	1 2	1 3	1 8	2 4	2 7	2 7

(出典：森田芳夫『韓国における国語・国史教育』133 p 参照)

3. 『日本口語法及文法教科書』と『口語法』

本章では『日本口語法及文法教科書』について考察する。この書は朝鮮ではじめて公的機関である朝鮮総督府によって出されたものである。それ以前は個人による文法書があるのみで、この書によって朝鮮における日本語文法の規範がつけられたと言える。

冒頭でも述べたように、話し言葉の文法は歴史的産物であり政治的産物である。そもそも話し言葉に文法を与えることは、母語話者を想定したものではない。朝鮮総督府による『日本口語法及文法教科書』がまさにそうである。以下の同書の緒言にも、そのことは明確に打ち出されている。

緒言

- 一、本書は高等普通学校国語科に於ける語法並に文法の教科書として編纂したるものなり。
- 一、本書は甲口語法と乙文法の二部よりなり、相俟って国語法の一般を会得せしむべきものとす。
- 一、本書は甲口語法の部を第一学年・第二学年に於て教授し、乙文法の部を第三学年・第四学年に於て教授すべきものとす。但し第三学年・第四学年に在りても、甲口語法の部を参照し、口語法の習熟に力むるを要す。
- 一、総べて口語法並に文法は所定時間に於ける教授のみを以て足れりとせず、国語科の読方・解釈・会話・作文などの教授に方りても便宜補益し、之が会得応用を確實自由ならしめんことを計るべし。
- 一、用例及び練習問題は、多く高等普通学校生徒の實際に於ける誤謬に拠りて提示し、又成るべく高等国語読本中の各教材及び高等普通学校生徒の作文其の他の成績物に就きて採択し、実用に適切ならしめんことを期せり。

まず、言っておきたいのは、『日本口語法及文法教科書』という題名からもわかるように、この書は日本の「口語法」及び「文法」に関する教科書である点で

ある。というのは「言語を用ひるのには一定の法則がある。これを文法といふ。文法は又二つに分つて、文語の法則を文法若しくは文語法といひ、口語の法則を語法若しくは口語法といふ」（朝鮮総督府 [1918 : 3 p]）という記述にも現れているように、口語法と共に文語文の文法についても記されているのである。このことはこの書が「国語」の理念に基づいた国語教育政策の一環でありながら、外国語としての教科書であることを認めているといえる。

なお、上の緒言の内容からもうかがえることだが、とりわけ「国語口語法」、「国語法」、「国語」という表現に注意したい。既述のように、日本における「国語」は単なる言語を乗り越える概念であり、「日本人の精神的血液」として表象される概念である。植民地朝鮮における日本語の文法規範を、そのような「国語＝日本語」に到達するための手段として位置づけている点は注目に値すると思われる。以下、その内容を品詞、動詞、形容詞を中心に考察したい。

3-1. 品詞

まず、日本における品詞分類の流れを簡単に見ておこう。品詞分類は、単語を文法のカテゴリ-に合わせて分けることで、文法論と密接な関わりをもつ。日本における組織的な品詞分類は、富士谷成章（1738～1779）の「名(な)、装(よそい)、挿頭(かざし)、脚結(あゆい)」の四品詞が最初とされる。「名をもて物をことわり、装をもて事をさだめ、挿頭脚結をもてことばをたすく」という意味である。そしてこれらの研究は鈴木胤（1764～1837）、本居春庭（1763～1828）らによって継承された（尾崎[1976 : 276p]）。

しかし江戸末期から登場した蘭文典、洋文典の影響により、これらにならった新たな品詞分類が現れる。鶴峰茂申の『語学新書』（1833年）の九品詞をはじめ、田中義廉の七品詞や、中根淑の八品詞などである。そしてこれらの様々な品詞分類が折衷・解決をみるのが大槻文彦の『語法指南』（1891年）『広日本文典』（1897年）である（古田[1976 : 302p]）。大槻文彦は『広日本文典』において品詞分類を「名詞、形容詞、動詞、副詞、接続詞、亅爾乎波、感動詞、助動詞」の八品詞に立てている。

そして松下大三郎の八品詞、金井保三の十品詞などの個人による口語文法研究をへて、『口語法』に至って「名詞、代名詞、数詞、動詞、形容詞、助動詞、副詞、接続詞、助詞、感動詞」の十品詞に分類し、さらに名詞、代名詞、数詞を「体言」、動詞、形容詞、助動詞を「用言」とし、おおむね定着した。

なお、品詞分類に関して注目したいのは、本居以来主流だった「亅爾乎波」が『口語法』において「助詞」に改められたことである。『口語法』や『同別記』

に「助詞」という用語が登場するその経緯は『文部省年報』で確認することができる。

「国語仮名遣改定案及字音仮名遣ニ関スル事項ト口語文法制定案トノ二件ニシテ前者八年度内四月ヨリ十月ニ至ル間ニ於テ約十八回ノ委員会ヲ開キ委員提出ニ係ル関連諸案ト共ニ反復審議ヲ重ネタル結果各諮問案ニ多少ノ修正ヲ加ヘ文部大臣ニ答申、後者ハ十月下旬ヨリ年度末ニ至ル間ニ於テ十七回ノ委員会ヲ開キ助詞、副詞、接続詞、感動詞、接頭語、接尾語、代名詞、数詞等ニ関スルモノヲ決議スルニ至レリ」『第三三年報』（1905年）

『口語法』をまとめるための当時の国語調査委員会の口語文法に関する審議過程を記しているのだが、これによると既に「助詞」としていたことがわかる。そして『口語法』以降は、確実に「助詞」が主流となっていくのである。

『日本口語法及文法教科書』においては、品詞を次のように定義し、分類している。

単語は国語法の上から分けて、名詞・代名詞・動詞・形容詞・助動詞・副詞・助詞・接続詞・感動詞の九種とする。これらを品詞といふ。³⁾（朝鮮総督府 [1918 : 2p]）

品詞の定義からみると、「語を文法の上から分けたもの」としている『口語法』の定義とほぼ一致している。そして品詞は『口語法』の十品詞から「数詞」を省略している。日本語においては、すでに述べた個人研究でも十品詞の場合「数詞」を立てているが、九品詞以下は「数詞」は省略した。このことは1909年、宋憲奭による『初等自解日語文法』にも「（注意）他文法家에서九品詞에數詞를加하야十品詞로記함이多호는法国文法과如히 形容詞에屬함이可호故로此에는省함」（宋[1909 : 127p]）と述べられており、当時朝鮮においても「数詞」は一つの品詞として立てない場合があったことがうかがえる。したがって『日本口語法及文法教科書』においても「数詞」を省略したのではないかと思われる。

そして朝鮮でもそれまではおおむね「互爾乎波」が主流だったが⁴⁾、同書にお

2) この定義は同書の1925年の改訂版『新編日本口語法及文法教科書』においては、「単語をその性質によって分類したものを品詞といふ」というふうに改訂される。つまり「国語法の上から分類」から「単語の性質によって」と変わるのである。「国語」という表現がなくなったのは、1919年のいわゆる「3・1独立運動」の影響で、朝鮮総督府の統治方針が「文化統治」に変わったことと関係があると思われる。

4) 韓（2007）によると、1900年前後、朝鮮では「助詞」の名称として「助辞、關係詞、天爾遠波、互爾

いて「助詞」を採用しており、以降朝鮮においても「助詞」が定着するようになった。このようなことから同書の品詞分類は基本的に『口語法』の分類に倣っているといえる。ちなみに既述の宋の『初等自解日語文法』にも品詞を「名詞、代名詞、動詞、形容詞、助動詞、副詞、接続詞、テニヲハ、感動詞」の九品詞とし、「助詞」は「テニヲハ」とした。

3-2. 動詞の「五段活用」

伝統的な「日本語」の動詞の活用は、四段、上二段、上一段、下二段、下一段、加行変格、佐行変格、奈行変格、良行変格の九種類である。動詞が今日のように五種類（現在は三種類もあるが）になるのは、口語文法の登場によるものである。「五段活用」⁵⁾という用語、活用は『口語法』によって定着したといえる。

『口語法』では、動詞を「動作、有様、存在をあらわすもので、一定の活用のある語である」と定義し、動詞の活用の種類を「五段動詞」「上一段動詞」「下一段動詞」「カ行変格動詞」「サ行変格動詞」としている。

文語文の九種の動詞活用を五種にしたことについては、「口語では四段は五段となり、上二段と下二段は、それぞれ上一段、下一段となり、ナ行変格ラ行変格は五段として活用するのである。さらに口語の「五段活用」という用語は、文語の未来の形の「書か、む」「指さ、む」を、口語では、全国残らず、「書こう」「指そう」と言うようになったから、これを活用として加えて、「五段活用」とした」（『同別記』90p）とし、実際の口語に応じた結果であると説明している。

つまり、今日の「五段活用」は、実際話される言葉、「音声」を中心としてつくられた「口語」、そしてそれに基づいた近代日本の標準語政策と密接に絡んでいるのである。

このような動詞活用が朝鮮に紹介されるのは、『日本口語法及文法教科書』においてである。同書では動詞の活用を次のように説明している。

鳴く・起きるといふ動詞は

鶏が鳴かない。

だれもまだ起きない。

鶏が鳴き出した。

みんな起きはじめた。

鶏が鳴く。

私も急いで起きる。

鶏が鳴けば夜が明ける。

早く起きれば気持がよい。

のように語の形を変化する。これを動詞の活用といふ。鳴かない・鳴き・鳴

乎波、テニヲハ、吐、語吐、後置詞）などが用いられた。（韓[2007:101p]）

5) 五段活用は今日でも四段活用とも呼ばれるが、それは文語の影響で、内容は同じである。実際、同時期に出された口語文典には、多く「四段活用」としている。

く・鳴けの鳴又は起き・起きる・起きれの起の様に变化せぬ部分を語根といひ、か・き・く・け又はき・きる・きれの様に变化する部分を語尾といふ。
(『日本口語法及文法教科書』8p)

動詞を変化する部分と変化しない部分に分けて「語根」と「語尾」にしているのは、日本の『口語法』と異なる点であるが、活用の方法、活用の配列などは『口語法』に倣ったものであると見られる。『口語法』は、活用の配列を「か、き、く、け、こ」順に並べているのである。ちなみに当時日本で出された他の文典は「法」を中心に動詞の活用を並べており、例えば大槻文彦の『広日本文典』は「行く、ゆけ、ゆか、ゆき、ゆけ」、金井の『日本俗語文典』は「立つ、たて、たた(う)、たち、たて」にしている。これが『口語法』では「あ・い・う・え・お」順になって日本で定着し、そのまま朝鮮にも伝わったのである。付け加えると、朝鮮における当時の他の日本語文法書は文語文法に従っているため、九種類の活用を示している。そもそも朝鮮で「口語」という概念を明確に示したのは『日本口語法及文法教科書』が最初であると思われる。これはいうまでもなく『口語法』の影響であろう。同書における動詞活用を表にすると、次のとおりである。

種 類	語 根	語 尾			
四段	ふ(吹)	か	き	く	け
上一段	着	き	きる	きれ	
下一段	蹴	け	ける	けれ	
か変	来	こ	き	くる	くれ
さ変	為	せ	し	する	すれ

(『日本口語法及文法教科書』163p)

上の表で興味深いのは「蹴る」を下一段として分類していることである。「蹴る」は今日においては「五段動詞」として分類されるが、『口語法』では「カ行下一段活用の「蹴る」と云う動詞わ、今、全国で、元のままにつかつて居る所多いが、又、ラ行五段活用に変えてつかつて居る所も少なくない。(京都、大阪も五段活用である。)因つて、此動詞わ、カ行下一段とラ行五段との二つの活用あるものと立てゝ置く」(『同別記』41頁)と説明している。つまり、日本では広く五段活用として用いられるため、伝統の文法規範では下一段活用であるが、五段と下一段両方を規範として認めたのである。しかし朝鮮では伝統の規範に従って、下一段として分類されているのである⁶⁾。

3-3. 形容詞

まず、形容詞の定義を見ておきたい。口語文法が盛んにつくられはじめた明治30年代（1900年前後）、形容詞の範囲はきわめて曖昧で、幅広かった。たとえば、松下大三郎の『日本俗語文典』（1901年）では「形状詞は事物の形状（模様、程度、分量、順序、原因、指示等）をいひあらはすものなり」とし、「長イ、静ニ、余程、随分、一人ノ、沢山、先ニ、後ニ、春、秋、ナゼ、何、其ノ、彼ノ」などを挙げている。そして金井は『日本俗語文典』（1901年）において形容詞を「（一）、性質態度をあらはすもの、（二）、分量をあらはすもの、（三）、所属をあらはすもの」と分類し、（二）には「沢山の、わづかの、すべての、十分の」などを挙げ、（三）には「日本の（景色）、あふりかの（人）、いくさの（事）、三つの（理由）」などを挙げている。このように形容詞の定義に関して様々な解釈が現れる中、『口語法』において形容詞を「物事の性質・分量などをあらわすもので、一定の活用のある語」と定義し、今日に至っている。そして活用は、「ク活用」を「第一種」、「シク活用」を「第二種」とした。

また、形容詞の連用形「く・う」を、金井は「うれしくござります を うれしうござります」、「久しくあひませぬ を ひさしうあひませぬ」としている。これに対し、松下は「寒ウ御座ンス、高ウ御座イマスなどの如し。寒ク御座ンス、高ク御座イマスともいふなり。」と述べ、両方認めている。大槻文彦は『広日本文典』の「形容詞の副詞法」において「善く改まる、悪く変わる、全く無し、甚しく寒し」とした後、「口語ニテハ「く」ノ発生ヲ黙シテ「う」トシ、「善う改まる」悪しう変わる」宜しうござる」ナドイフ」としている。これを『口語法』では、次のようにしている。

「よくなる」長くかゝる」嬉しく思う」新しく作る」よくて」嬉しくて」など、文語のまゝに「く」と発音するは、関東、奥羽、松前、静岡県、長野県と、越後の一部であつて、尚、佐賀県の唐津、宮崎県の延岡、其外、諸所でも云い、そうして、沖縄県でも、「く」と云う、其外、愛知県、岐阜県、富山県、越後の一部から西は九州まで、すべて、「ようなる」長うかゝる」嬉しう思う」新しう作る」ようて」嬉しうて」であるが、愛知県、富山県、出雲、高知県に「く」をまぜて云う所がある、因て初わ、両立させるように案を立てたが、決議の末に、「く」とすることゝなった」（『同別記』169頁）

「く」は文語の規範であり、なおかつ関東を中心とする多くの地方で実際発音

6) 「蹴る」は国定教科書などで、関東式語法が標準語として定着していく過程において、五段活用となって今日に至っている。

されているので、「う」ではなく「く」にしたという説明であるが、この規範は標準語として国定教科書に取入れられ、今日まで「正しい規範」として続いている。形容詞の連用形「く、う」の問題は文法の問題であるが、標準語の問題として大きく議論された。

以上のような形容詞に関する定義と活用は、『日本口語法及文法教科書』にそのまま採用された。同書は形容詞について「事物の性質や有様を表す語」と定義し、活用は「ク活用」「シク活用」の区別をなくし、一種として次のように示している。

語 根	語 尾
強 美し	く い けれ

(『日本口語法及文法教科書』12 p)

さらに活用形は、次のとおりである。

活用形 語根	否定形	連用形	終止形	連体形	假定形
強	く	く	い	い	けれ

(『日本口語法及文法教科書』76 p)

『口語法』では「ク活用」と「シク活用」にしたが、同書においては一種にし、動詞と同様「語根」と「語尾」に分けて活用を説明しているなど、植民地朝鮮における日本語教育であることを意識した特徴といえる。このような形容詞の活用はそのまま今日まで続いている。そして標準語の問題として、日本で大きく議論された形容詞の連用形「く、う」は、朝鮮では議論されることなく、関東語法ですでに標準語として勢力を得ていた「く」で定着した。

なお、「形容詞」を論じる際、必ず取り上げられる「形容動詞」については、『口語法』においては形容詞の説明のなかに「次のように「な」が附いて[一六一] ⁷⁾と同じように用いられるものがある」としたうえで、「おだやかな人、静かな夜、ふつつかな私一略一」(『口語法』45 p)をあげている。つまり形容動詞を別の項目として立てず、形容詞の項目で説明しているのである。

『日本口語法及文法教科書』においても、口語法では「形容動詞」についての

7) (二) 名詞、代名詞に続けること。

深い井戸、名高い人、新しい家、悲しい時、心安い君だから話すのだ、白い二匹の馬(『口語法』43 p)

説明がない。但し、文語文法のところでは「形容動詞」の項目を立てて説明している。

日本の三大文法の一つであり、「学校文法」として知られる「橋本文法」において「形容動詞」を別の品詞として立てることで、「形容動詞」が日本でも韓国でも通説だった時期があったが、口語文法の初期段階においては、「形容詞」として受け止められたと見られる。

4. おわりに

朝鮮総督府は朝鮮における植民地支配政策の一つとして、日本語による「国語」政策をとった。「国語」教育を通して最終的には朝鮮人を日本人に同化させる目標であったのである。1912年から敗戦まで5回にわたって改訂される普通学校の「国語読本」に、言語・国家思想など具体的な内容が盛り込まれている。そのかわり総督府は、1918年には日本語の文法教科書として『日本口語法及文法教科書』を刊行する。この書は朝鮮における最初の公的機関が出した文法書として、日本の敗戦以降、韓国における日本語の文法の根幹をなすものとなる。

『日本口語法及文法教科書』は文法の内容や形式など、日本の『口語法』に倣ったものと思われる。『口語法』は、明治30年代（1900年前後）個人による口語文法の研究が盛んに行われたが、1916年、文部省の「国語調査委員会」による『口語法』と『口語法別記』が出され、以降の日本語の文法規範はもちろん、標準語制定にも基準となった書物である。

そこで本稿では『日本口語法及文法教科書』に現れる「品詞」「動詞」「形容詞」を中心に考察した。その内容を簡単にまとめてみたいと思う。

同書では、品詞を「単語を国語法の上から分ける法則」と定義し、「名詞・代名詞・動詞・形容詞・助動詞・副詞・助詞・接続詞・感動詞」の九品詞とした。この定義は「語を文法の上から分けたもの」としている『口語法』の定義とほぼ一致している。そして品詞は『口語法』の十品詞から「数詞」を省略した形をとっている。日本語において他の口語文法でも「数詞」を入れて十品詞にするか、九品詞以下は「数詞」を省略していた。

そして『口語法』において「互爾乎波」から「助詞」に改められ、朝鮮でもそれまではおおむね主流だった「互爾乎波」が、同書において「助詞」を採用しており、以降朝鮮においても「助詞」が定着するようになった。つまり、同書の品詞分類は基本的に『口語法』の分類に倣っているといえる。

動詞は『日本口語法及文法教科書』では、変化する部分と変化しない部分に分けて「語根」と「語尾」にしている。そして動詞の種類を「四段、上一段、下一段、カ行変格、サ行変格」とし、活用は「かか、かき、かく、かけ」としている。動詞の形を語根と語尾に分けるのは『日本口語法及文法教科書』独特の構成であるが、活用の方法、活用の配列などは『口語法』に倣ったものであると見られる。『口語法』は、活用の配列を「あ、い、う、え、お」順に並べているのである。当時日本で出された他の文典は「法」を中心に動詞の活用を「行く、ゆけ、ゆか、ゆき、ゆけ」、「立つ、たて、たた（う）、たち、たて」などのように並べていた。

そして形容詞は『口語法』では「ク活用」と「シク活用」にしたが、『日本口語法及文法教科書』では一種にし、動詞と同様「語根」と「語尾」に分けて活用を説明している。つまり『口語法』における活用よりさらに簡素化したものであるといえる。このような形容詞の活用はそのまま今日まで続いている。そして標準語の問題として、日本で大きく議論された形容詞の連用形「く、う」の問題は、朝鮮では議論されることなく「く」に定着した。

韓国で今日、規範として教えられ、研究されている日本語の文法は、以上のような背景と経緯によって生まれたものである。つまり『日本口語法及文法教科書』の規範の根は『口語法』から発したものであり、そのことは同書が日本の標準語政策の一環であることを物語っているといえる。そしてさらには朝鮮人の日本人化、すなわち同化政策の一環であったといえる。

【参考文献】

- 大槻文彦(1897)『広日本文典』東京築地活版製造所 48、49、154頁
- 尾崎知光(1976)「文法研究の歴史(1)」『岩波講座日本語6』岩波書店 276頁
- 金井保三(1901)『日本俗語文典』勉誠社
- 国語調査委員会(1916)『口語法』23～25、43、45
- 国語調査委員会(1917)『口語法別記』14、25、41、90、169、194
- 宋憲奭(1909)『初等自解日語文典』『歴代韓国文法大系』第2部 第26冊
- 田中克彦(1997)『ことばと国家』岩波新書 59、60p
- 高橋濱吉(1927)『朝鮮教育史考』『日本植民地教育政策史料集成(朝鮮篇)』第26巻
- 朝鮮総督府学部(1912)『普通学校国語読本巻一～巻八』
- _____ (1916)『普通学校教科書編纂趣意書』『日本植民地教育政策史料集成』18、19
- _____ (1912)『現行教科書編纂の方針』『日本植民地教育政策史料集成』18
- _____ (1918)『日本口語法及文法教科書』
- 芳賀矢一(1913a)『口語文典大要』『芳賀矢一選集IV』46、348頁
- 芳賀矢一(1913b)「国定読本の文章に就いて」『芳賀矢一選集IV』
- 橋本進吉(1931)『新文典』富山房
- 橋本進吉(1938)『改制新文典別記』富山房
- 韓中瑄(2007)「韓国開化期日本語文法用語研究」『日本学研究』22輯 檀國大日本研究所
- 邢鎮義(2004)「近代日本における「国語」構築と「口語」概念の発生」一橋大学
大学院博士論文
- 邢鎮義(2006)「近代日本の言語近代化と口語文法(1)」『日本文化学報』第31輯
- 邢鎮義(2007)「近代日本の言語近代化と口語文法(2)」『日本文化学報』第34輯
- 古田東朔(1976)「文法研究の歴史(2)」『岩波講座日本語6』岩波書店 302頁
- 古田東朔(1982)「現代の文法」『講座国語史4』大修館書店 739、740頁
- 松下大三郎(1901/1997)『日本俗語文典』勉誠社 176、177頁
- 森田芳夫(1987)『韓国における国語・国史教育』原書房
- _____ (1991)「戦前朝鮮における日本語教育」『講座日本語と日本語教育15』
明治書院
- 文部省(1902～1908)『大日本帝国文部省年報』31～36年報
- 安田敏朗(1997)『帝国日本の言語編制』世織書房 127p
- 山口喜一郎(1933)『外国語としての我が国語教授法』満州日報社
- _____ (1937)「普通学校における国語教育」『文教の朝鮮』三月号
- 弓削光太郎(1923)『朝鮮の教育』『日本植民地教育政策史料集成(朝鮮篇)』
第26巻

要 旨

『日本口語法及文法教科書』は、朝鮮総督府が1918年に出した日本語文法書である。今日韓国における日本語文法の根幹をなす書物である。同書は文法の内容や形式など、日本の『口語法』に倣ったものと思われる。『口語法』は1916年、文部省の「国語調査委員会」による『口語法』と『口語法別記』が出され、以降の日本語の文法規範はもちろん、標準語制定にも基準となった書物である。

『日本口語法及文法教科書』に現れる「品詞」「動詞」「形容詞」の内容を中心に考察する。同書では、品詞を「単語を国語法の上から分ける法則」と定義し、「名詞・代名詞・動詞・形容詞・助動詞・副詞・助詞・接続詞・感動詞」の九品詞とした。この定義は「語を文法の上から分けたもの」としている『口語法』の定義とほぼ一致している。そして『口語法』において「弓爾乎波」から「助詞」に改められ、朝鮮でもそれまではおおむね主流だった「弓爾乎波」が、同書において「助詞」を採用しており、以降朝鮮においても「助詞」が定着するようになった。

動詞は『日本口語法及文法教科書』では、変化する部分と変化しない部分に分けて「語根」と「語尾」にしている。そして動詞の種類を「四段、上一段、下一段、カ行変格、サ行変格」とし、活用は「かか、かき、かく、かけ」としている。動詞の形を語根と語尾に分けるのは『日本口語法及文法教科書』独特の構成であるが、活用の方法、活用の配列などは『口語法』に倣ったものであると見られる。

そして形容詞は『口語法』では「ク活用」と「シク活用」にしたが、『日本口語法及文法教科書』では一種にし、動詞と同様「語根」と「語尾」に分けて活用を説明している。つまり『口語法』における活用よりさらに簡素化したものであるといえる。このような形容詞の活用はそのまま今日まで続いている。そして標準語の問題として、日本で大きく議論された形容詞の連用形「く、う」の問題は、朝鮮では議論されることなく「く」に定着した。

キーワード：文法、規範、日本口語法及文法教科書、口語法、朝鮮総督府

투 고 : 2012. 11. 30
1차 심사 : 2012. 12. 15
2차 심사 : 2013. 1. 5